ロ　少なくとも一方向においてカテゴリー三精密進入用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）　ＣＡＴⅢ
ハ　カテゴリー二精密進入用滑走路及びカテゴリー三精密進入用滑走路の場合　ＣＡＴⅡ／Ⅲ

12　誘導路縁標識
一　（略）
備考　（略）
二　（略）
備考
一　（略）
二　色彩は、明瞭な一色とすること。
三　（略）

13　風向指示器
（図　略）
備考
一　（略）
二　指示台附近を中心とする直径十五メートル幅一・五メートル（陸上ヘリポート及び水上ヘリポートにあつては直径五メートル幅四十センチメートル以上）の明瞭な色彩の円形帯で標示すること。ただし、二個以上設置する場合は、そのうち一個について行えばよい。
三　（略）

ロ　少なくとも一方向においてカテゴリー三精密進入を行う計器着陸用滑走路の場合（ハに規定する場合を除く。）　ＣＡＴⅢ
ハ　カテゴリー二精密進入及びカテゴリー三精密進入を行う計器着陸用滑走路の場合　ＣＡＴⅡ／Ⅲ

11　誘導路縁標識
一　（略）
備考　（略）
二　（略）
備考
一　（略）
二　色彩は、明りような一色とすること。
三　（略）

12　風向指示器
（図　略）
備考
一　（略）
二　指示台附近を中心とする直径十五メートル幅一・五メートル（陸上ヘリポート及び水上ヘリポートにあつては直径五メートル幅四十センチメートル以上）の明りような色彩の円形帯で標示すること。ただし、二個以上設置する場合は、そのうち一個について行えばよい。
三　（略）

附　則

（施行期日）
1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　この省令の施行の際現に存する滑走路、着陸帯及び誘導路（それらの新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）については、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第七十九条第一項第三号イからハまでの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3　この省令の施行の際現に存する滑走路端安全区域（新規則第七十九条第一項第四号に規定する滑走路端安全区域をいう。次項において同じ。）（その新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について同号の規定に適合しない部分がある場合においては、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、平成三十九年三月三十一日までは、同号の規定は、適用しない。
4　この省令の施行の際現に存する滑走路端安全区域、誘導路帯（新規則第七十九条第一項第三号に規定する誘導路帯をいう。）並びに滑走路、誘導路及びエプロンの強度に影響を及ぼす地下の工作物（それらの新設又は変更に関する工事の途中のものを含む。）について同項第十号ハ、ホ及びトの規定に適合しない部分がある場合においては、この省令の施行後当該部分に係る工事（維持工事を除く。）に着手する場合を除き、同号ハ、ホ及びトの規定は、適用しない。

○国土交通省令第十五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第六十八条の二、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十二条第二項及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十条第一項（軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車道事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車道事業会計規則等の一部を改正する省令

（自動車道事業会計規則の一部改正）

第一条　自動車道事業会計規則（昭和三十九年運輸省建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。